

2022年8月30日

各 位

会社名 ITbook ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 前 俊守
(コード：1447、東証グロース)
問合せ先 執行役員 管理本部長 神谷 修司
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

(開示事項の経過)

株主による新株式の発行及び新株予約権の発行の差止仮処分命令の 申立て却下決定に対する即時抗告の申立て結果(棄却決定)に関するお知らせ

2022年8月26日付「(開示事項の経過) 株主による新株式の発行及び新株予約権の発行の差止仮処分命令の申立て却下決定に対する即時抗告に関するお知らせ」に記載のとおり、2022年8月15日付「第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載の第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行(以下総称して「本第三者割当」といいます。)に関し、2022年8月25日、東京地方裁判所において、当社の株主である株式会社NEW ART HOLDINGS(以下「NEW ART HOLDINGS」といいます。)の本第三者割当の差止めを求める仮処分命令の申立てを却下する旨の決定(以下「本却下決定」といいます。)がなされ、NEW ART HOLDINGSが本却下決定を不服として同日付で即時抗告(以下「本即時抗告」といいます。)の申立てを行っていましたが、本日、東京高等裁判所は本即時抗告を棄却する旨の決定(以下「本棄却決定」といいます。)を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本棄却決定に至った経緯

本第三者割当に対して、当社の株主であるNEW ART HOLDINGSから、①本申立てをした株主の当社における議決権比率を低下させ、現経営陣の支配権を維持することを目的とするものであり、②資金調達の実効性を欠くものであり、著しく不公正な発行方法に該当するものとして、本第三者割当の差止めを求める仮処分命令申立て(以下「本申立て」といいます。)がなされておりましたが、2022年8月25日、東京地方裁判所は、本申立ては理由がないとして、本却下決定を行いました。

これに対し、同日、NEW ART HOLDINGSが却下決定を不服として東京高等裁判所へ本即時抗告を行っていましたが、本日、東京高等裁判所は、本即時抗告は理由がないとして、本棄却決定を行いました。

2. 本申立てをした株主の概要

(1) 名 称	株式会社NEW ART HOLDINGS
(2) 所 在 地	東京都中央区銀座二丁目6番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 白石 幸生

(4) 所有株式数 (所有比率)	542,000株 (2.4%)
---------------------	-----------------

(注) 1. 所有株式数の割合は現時点の発行済株式数 (22,349,701株) から自己株式数 (19,232株) を除した株式数 (22,330,469株) を用いて算出しております。

2. NEW ART HOLDINGSより、2022年8月29日付で大量保有報告書の変更報告書 (No. 4) が関東財務局長に提出されております。当社としては、本日2022年8月30日現在における実質所有株式数は確認ができておりませんので、上記本申立てをした株主の概要には、2022年3月31日時点の株主名簿における所有株式数を記載しております。なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の 総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社NEW ART HOLDINGS	東京都中央区銀座二丁目6番3号	696,300	3.1

3. 本棄却決定を行った裁判所及び年月日

(1) 本棄却決定を行った裁判所

東京高等裁判所

(2) 本棄却決定がなされた年月日

2022年8月30日

4. 本棄却決定の内容

(1) 本件抗告を棄却する。

(2) 抗告費用は抗告人 (NEW ART HOLDINGS) の負担とする。

5. 今後の見通し

当社は本棄却決定を受け、2022年8月15日付「第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行に関するお知らせ」のとおり、2022年8月31日に本第三者割当を実施いたします。

(参考) 2022年8月15日決議の第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行

<本新株式の概要>

(1) 払込期日	2022年8月31日
(2) 発行新株式数	普通株式 1,520,000株
(3) 発行価額	1株につき423円
(4) 調達資金の額	642,960,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 FP成長支援F号投資事業有限責任組合 1,520,000株
(6) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

<本新株予約権の概要>

(1) 割 当 日	2022年8月31日
(2) 新株予約権の総数	7,600個（新株予約権1個につき目的となる株数は100株）
(3) 発行価額	新株予約権1個当たり900円（総額6,840,000円）
(4) 当該発行による潜在株式数	760,000株
(5) 調達資金の額	328,320,000円 （内訳） 新株予約権発行分 6,729,360円 新株予約権行使分321,480,000円 上記調達資金の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記調達資金の額は減少します。
(6) 行使価額	1株につき423円
(7) 割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法によります。 FP成長支援F号投資事業有限責任組合 7,600個
(8) 行使期間	2022年11月30日～2025年6月30日
(9) その他	本新株予約権の行使については、2022年11月30日から2023年6月30日までの期間においては3,040個が行使可能であり、2023年7月1日から2024年6月30日までの期間に新たに2,280個（累計で5,320個）が行使可能となり、2024年7月1日から2025年6月30日までの期間に新たに2,280個（累計で7,600個）が行使可能となるものとする。また、各期間の末日に未行使の新株予約権が存在する場合、当該未行使新株予約権を翌期に繰り越せるものとします。

※詳細は、2022年8月15日付当社プレスリリース「第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行に関するお知らせ」を参照してください。

以上